

はんえい

2008.11.20発行

リスクを知って、 リスクに負けない 経営を考えよう

販売した製品を使ったお客様に皮膚アレルギーが起こった。納入した紙パックが液漏れした。思わぬ事故が発生したらどう対応すればよいのだろうか。

損害が拡大したり、対応の遅れを社会から批判されたりすることのないよう、有事の際の対策を充分講じておきたいものである。資金・人手・物資とも限られた中で活動する中小企業が考えるべき、リスクへの対処方法について考えてみたい。



リスクと向き合う必要性

企業はさまざまなリスクにさらされている。安定した経営を継続させるためには、規模の大小や業種に関わりなくどんな企業でもリスク対策を講じる必要がある。企業を取り巻くリスクには、地震や台風といった「自然災害や事故などのリスク」、企業買収や特許紛争、リコールなど「経営上のリスク」、戦争や為替変動といった「政治・経済・社会から生じるリスク」がある。

今日では事業のグローバル化、急速に進む技術進歩、消費生活用製品安全法をはじめとする法改正、環境などに関する新たな規制の流れなど、経営を取り囲む環境は目まぐるしく変化しており、その中で企業が抱えるリスクはますます複雑で多様なものになりつつある。加えて、消費者をはじめとする世間一般の目は企業に対して厳しくなる一方である。事件・事故防止対策が不十分だとみなされれば企業イメージを損なう恐れが充分にある。

このような状況にあつて、自社が損失を被らないため、あるいは取引先・消費者からの信頼を著しく失うことのないよう、日ごろよりリスクと向き合い、トラブルに備えておくことが求められているのである。

不測の事態への備えは 日ごろから

それでは、どのようなことに気をつけ

て、まさかの事態に備えるべきか。普段からできることを考えてみよう。

まず、どんなリスクが起こり得るのかをイメージすることから始めてみる。これまでヒヤッとしたことがないか、懸念していることはないか、現場で働く社員に話を聞いてみるのも一つの策だろう。新聞やテレビで取り上げられる事故・事件に関する報道について、もし自社で同じようなことが起こったら、と想定してみるのもよい。

次に、万一の事態が起こったらどうするかを考える。発生時の影響の大きさ、またどの程度の頻度で発生する可能性があるかを分析し、物的・人的損害や売り上げへの影響などの被害を想定する。そのうえで、お客様や取引先にどのように対応すべきかなど、リスク発生時にとるべき一連の行動をトラブル・クレーム処理の手順としてノートにまとめておけば、いざという時にマニュアルとして利用できる。ノートは定期的に読み返し、情報を最新のものに差し替えておく。また、社内で定期的に自己チェックを行うこともトラブルの拡大防止に大変有効である。社内調査で、賞味期限切れの材料混入が発覚したが、誠意を持った行動で被害を最小限に抑えることができた会社の例もある。日常業務に支障がない範囲で実務として取り入れ、一歩一歩着実に進めておけば、トラブル発生時にその効果が表れるだろう。

危機に強い経営者の心得とは

規模の大小や業種を問わず、どんな企業でもトラブル・アクシデントに巻き込まれる可能性はある。経営者として、自衛を持ってリスクと向き合うためには、どのようなことを心得ておくべきなのだろう。

「トラブルが発生したら…」 迅速かつ誠実な対応で

事故は起こり得るものである。いざ、という時には具体的にどのように対処すればよいのだろうか。トラブルが発生したら、まず事実を確認し、回収や原因究明などの対応を行う。忘れてはならないのは、常にお客様の立場に立ち、社会の一員として行動することである。例えば、販売した商品に傷がついていた場合、まずは傷の状態を確認し、誠意を持ってお詫びしたうえで、商品の交換に応じる。ドライバーが発火したというように重大事故の場合には、いつ、どんなふうに登火したのかをお客様から聴き取り、メーカーや専門機関に検査を依頼する。お客様には進捗状況を回答し、製品不良が判明した場合には撤去する。拡大防止のために所管官庁や警察など関係機

関に連絡しなければならぬ時もある。例えば食中毒が疑われる場合には保健所、製品事故のときには経済産業省へ報告しなければならない。

お詫びの広告など、情報の公開も欠かせない。多くの消費者が求めているのは、情報を積極的に公表することで責任を果たそうとする企業の姿勢である。自社のホームページで経緯と調査結果、企業としての考え方を明らかにしてもよい。

また、見舞金などを含めて被害者への謝罪、再発防止に向けた取り組みを行う。再発防止の取り組みについてはホームページなどを通して公開し、できるだけ早い信頼回復に努める。いずれのケースでも迅速さと誠意が求められる。被害を最小限に抑え、できるだけ早く信頼を回復するため、常に被害者の立場に立つて対応することを忘れてはならない。

危機発生時の心得4カ条

全般的判断と現場掌握

- 危機の際の混乱のなかで、経営者は冷静かつ自信をもって状況判断を行う必要がある
- そのために、できるだけ早く自ら現場に出向いて状況を掌握する

トップダウンと即断即決

- 対応の決め手は迅速な対応と的確な状況判断
- 組織的対応もポイントとなるため、経営者が陣頭に立ち、明確な対応方針のもとに、トップダウンと即断即決で進めることが重要

情報の一元管理と共有化

- 危機への対応を混乱なく効果的に行うためには、正確な情報を迅速に集めることが第一
- 集めた情報は一カ所にまとめて整理し、関係者全員への共有化のため、迅速・簡明に伝えられるようにする

企業が持つあらゆる手段の有効活用

- どのくらい人手がいるのか、どんなものが必要かを早い段階で見積もり、状況に応じて人員や物品などを投入する
- 自社のみでは対応できないと判断される場合は、すぐに関係企業や機関に応援を要請することもたわらわない

思いがけない事故が発生した！ そのとき企業がとるべき行動とは

事例 2

販売した製品使用により顧客がアレルギーを発症

「購入した製品を使ってアレルギー性接触皮膚炎を発症し、治療までに1ヵ月通院した」とお客様から苦情を受けたB文具店。すぐに製品を製造したメーカーC社に連絡。C社の担当者からは、すぐに店頭より製品を撤去・回収すると返答を得た。その後、B文具店では、C社が発表した社告の内容を店内に貼りだしてお客様に注意を呼びかけるとともに、製品の回収・交換に応じることを伝えた。



対応策

取り扱っている製品に事故が起こった場合には、速やかにメーカーへ事実を報告し、お客様にはメーカー側の事後対応をそのつど伝えること。特に、重大事故（30日以上に加療）の可能性のあるケースでは確実な対応が求められる。

普段から気をつける事

- 製品事故に対しても、販売業者・卸売業者は対応の義務があることを理解しておく。
- お客様からの申し出に速やかに対応できるような仕組みをつくる。具体的には苦情対応の手順やお客様の声を記録するノートを用意しておく。

事例 1

営業担当者が顧客情報を紛失

不動産業の営業担当者Aは、ある日、顧客情報が入ったUSBメモリを見失ってしまった。心当たりの数カ所を捜しても見つからなかったため「そのうち見つかるだろう」と考え、そのまま数日が経過。「情報が漏れているのでは」とお客様より問い合わせがあったものの、「そんなはずはない」という思い込みから放置。まもなく情報漏洩が発覚し、顧客からは賠償を求められた。



対応策

「事故が起きるかもしれない」という意識が欠けていたことから、発見と対応が遅れた悪い例。情報が漏れている疑いのある場合には、まず事実を確かめる。それから、ITに詳しい社内外の専門家と連携を図りながら被害拡大を防ぐよう努める。

普段から気をつける事

- 顧客情報を守ることの重要性について従業員に周知徹底させる。
- USBメモリやパソコンデータを暗号化し、管理を徹底する。
- 顧客情報の取り扱いは会社所有のPCのみで行い、USBなどの外部媒体を使用しない。

事例
4

納入した食材が原因で 食中毒が発生



食品業者E社がF旅館に納入した食材が原因で宿泊客に腸炎ビブリオが発生した。F旅館では夕食後にお客様一人から体調不良の訴えがあり救急車を呼んだ。その後も変調を申し出るお客様が複数あり、食中毒を疑って保健所へ連絡した。



対応策

被害が深刻で拡大するおそれもあるため、特に迅速かつ確実な対応を要する。お客様に異変が見られるなど、食中毒の疑いがある場合は、保健所や病院など関係機関へ直ちに通報する。食品納入業者、旅館ともに、報道機関に対して資料を提供するなど情報を開示する。

また、「臭いが気になる」といったお客様の訴えは真摯に受け止めること。食品にお客様が不審を抱いている時は、回収して食材の再確認を行うなどして水際での防止に努める。

普段から気をつける事

- 調理法、手洗い励行など日常的にリスクに対する対応策を事業所全員で考えていく。
- 仕入れた食材が安全かどうかの点検を徹底する。
- 生産体制を確認できるなど、信頼できる業者から食材を仕入れる。

事例
3

納品した 紙パックから漏れ

紙パックのメーカーDが食品用パックを納入した生クリーム製造業者で、封入した生クリームが紙パックから漏れ、損害が発生した。漏出の原因は紙パックの欠陥にあったことがわかり、メーカーであるD社が損害の責任を負うことになった。



対応策

速やかに実態を確実に把握することが重要。関係者と連携して損害の拡大を防ぐとともに、被害の程度やその影響について確かめる。どうして事故が起こったのか、その理由を突き止めて再発防止につなげる。

普段から気をつける事

- 作業工程管理や商品管理の徹底をはかっていく。そのために教育やマニュアルの整備をはかる。
- 普段からの社員間（現場と管理部門）のコミュニケーションを綿密にとっておく。
- 作業機械の定期的なメンテナンス等の徹底。
- 緊急事態での態勢整備やリスク管理責任者を明確にしておく。



リスク対策を事業 点検のきっかけに

いつなんどき起こるか分からないトラブル・事故、事故が発生すると、世間からの厳しい視線にさらされる。からの確かな対応を求められる。事故に対する企業の責任は決して軽いものではない。しかし、常日頃から「もしも」を想定して対応策を練っておけば、十分対応できるものである。また、企業が真摯に対策に取り組んでいる姿勢を示せば、世間は必ず好意的に受け止めてくれる。

ある菓子メーカーの場合、事故発覚後すぐに発表とお詫びを行い、事故についての見解と今後の対応策について真摯に訴えた。そのおかげで、長い付き合いのある取引先から取引を中止されるという最悪の事態を防ぐことができたという。

労を要する反面、トラブル対策に取り組むことにはメリットもある。自社の自己点検を行うきっかけにもなるし、世界経済や社会の動向に敏感になる。従業員と共に取り組みは結束が高まり、いざという時の大きな力となる。取り組みが進んでいない事業主の方には不安からずリスクと向き合い、リスク対策への一歩を踏み出されることをお勧めしたい。

(取材協力：東京海上日動火災保険株式会社)

方が一の事故に備えて
企業をリスクから守る
本所の保険制度

中小企業PL保険制度

貴社が製造または販売した製品や行った仕事の原因で、日本国内において事故が生じ、損害賠償責任を問われた場合に、被った賠償金や争訟費用を補償する保険です。本所会員になると、一般保険料の約50%OFFでご利用いただけます。

特徴

- 中小企業のための専用商品設計により、従来のPL保険より低廉な保険料率の水準
- PL法に対応した万一のアクシデントをしっかりとカバーする保険制度
- 保険料は全額損金処理が可能
- 民法による賠償責任を負う請負業・販売業での事故も本制度で補償されます

個人情報漏えい賠償責任保険制度

個人情報漏えいによる損害賠償・争訟費用などを補償します。情報管理体制の水準により、一般に比べて、大変割安な保険料で利用いただけます。

特徴

- 低廉な保険料水準
- オプション契約により「PCウイルス・不正アクセス」によって被る損害も補償します
- 国内損保保険会社約12社。お取引のある損保代理店へ加入申込が可能
- 保険金は全額損金処理が可能です
- 個人情報委託業者が個人情報漏えい事故により、委託企業より当該損害額を求償された場合も支払いの対象となります

本制度についてのお問合せは

京都商工会議所 中小企業経営相談センター
075-121-2164

洛北支部

秋の神宮道は 催し物で盛りだくさん



神宮道商店街組合（太田節子会長）では、十月十一日（土）・十二日（日）の京都学生祭典と、十三日（月・祝）の粟田神社祭礼に際し、商店街区歩道に床机を設置し、着物姿の「お茶子さん」によるお茶の接待と、商店街

作成のパンフレットの配布を行った。
晴天にも恵まれた三日間、神宮道通りの仁王門から三条まで緋毛氈を敷いた床机を三十脚設置し、着物姿のお茶子さんが緑茶を無料接待。来街者にお茶や秋の京都を満喫してもらい、好評を得た。
また、商店街や周辺の美術館、社寺を紹介する『神宮道におこしやす』パンフレットを作成して無料配布した。同パンフレットは、千年の歴史がある粟田神社の祭礼を取り上げて紹介するなど、イラストと写真で分かりやすい内容となっている。

他に、同商店街では岡崎地域にある文化施設等と協力し、『岡崎オータムフェスタ'08』のスタンプラリーに参加。スタンプラリーの景品として、同商店街からは、オリジナルエコバッグ（一澤信三郎帆布製）を抽選で進呈した。このエコバッグは商店街加盟店において五千五百円（税別）で販売もしている。
（神宮道商店街組合 URL <http://www.geocities.jp/agarusagaru77/>）

神宮道商店街組合

本部

京都の秋は映画でいっぱい



新京極商店街振興組合（細野修作理事長）は五月三十日（金）から十一月十五日（水）にかけて、第七回・新京極映画祭を開催し、多くの買い物客や観光客で賑わった。
「映画を見るなら新京極」と言

われ、演劇場に加え映画館が軒を連ねていた。この映画祭は、その新京極の歴史に着目し、映画を通じて文化情報を発信することにより、「買う」「食べる」だけではない商店街の魅力アピールすることが狙い。商店街や映画関係者、学識経験者などからなる実行委員会を組織し、平成十四年より毎年テーマを設けて開催してきた。上映作品も年々増加し、娯楽映画を中心に個性的な作品も加え、バラエティに富んだラインナップとなっている。

今年度は、十月の特集上映ウィークに「温故知新」をテーマに過去最多となる十九作品を上映するほか、九月のモーニングウィークや十一月の招待制上映会を企画。京都映画祭、京都国際学生映画祭などの映像関連イベントとも連携しながら面的な広がりを持たせ、近隣の府県から観光客を誘致する試みも行われている。「京都の秋は映画でいっぱい」というテーマで、商店街の枠を超えた地域活性化の取り組みに期待が集まる。



新京極商店街振興組合

洛南支部

近鉄名店街「みやこみち」完成！ リニューアルオープン！



京都駅近鉄名店街商店街振興組合（洞本邦男理事長）では、『近鉄名店街』の全面改装を行い、十月九日（木）に愛称「みやこみち」としてリニューアルオープンした。
同名店街は、昭和三十九年の開業以来、京都駅の南玄関口として発展してきたが、施設が老朽化したため、昨年十一月から

営業を休止し全面改装工事に着手していた。
新しい愛称「みやこみち」は、東西に伸びる一本道の形状をしている同名店街の形状から、未来に向けて真っ直ぐ伸びていくイメージの「道（みち）」という言葉を使い、さらに「みやこ（京都）」を代表する「道」へと発展させたいという思いをこめて名付けられた。

今回のリニューアルで、店舗面積を従来の約一・二倍に拡張し、新たに食料品店やコンビニエンスストア、アイリッシュパブなども出店。新規出店十二店舗を加えて、商店街全体で四十一店舗となった。また、店舗配置についても、東側を物販・サービスゾーン、西側を飲食ゾーンと分けてわかりやすくした。外観は「モダン古都スタイル」をテーマに京町家の格子をイメージした装飾とガラススクリーンで路面店的な雰囲気を出し、「国際観光都市・京都」の玄関口となるようにした。
同名店街では、観光客だけでなく地元の人でも利用できる、元気で活気ある商店街を目指しており、「みやこみち」のリニューアルオープンにより、連日多くの観光客や、地元の人で賑わっている。

京都駅近鉄名店街商店街振興組合

支西部 洛西

灯ろうが幻想的に照らす 初秋の散歩道

高雄保勝会



京に初秋の訪れを告げる。京都高雄・初秋のライトアップともみじの散歩路2008が、十月一日(水)から十九日(日)までの期間、京都高雄の

神護寺一帯を会場に開催された。高雄は横尾、梶尾とともに「三尾(さんび)」と呼ばれ、京都有数の紅葉の名所として、紅葉シーズンには全国から多くの観光客が訪れる。

このライトアップは、シーズンに先駆けて「青い」もみじの趣を楽しんでもらおうと四年前から高雄保勝会が行っているもので、今では高雄の初秋の風物詩として定着している。

神護寺参道に設置した木製や竹製の灯ろうは、もみじの谷間や数百段とつづく石段を幻想的な散歩道に演出。今回、地元高雄小学校児童の描いた作品を灯ろうに仕立てた「児童画照明」も展示しており、一つひとつの作品が心を和ませる。ライトアップに関連して、期間中は、神護寺金堂において住職または同寺職員の法話(入山料が必要)が行われたほか、十月三日(金)・十七日(金)と高雄中学校の生徒有志による和太鼓「もみじ太鼓」が演奏されるなど、地域の多彩な催しも行われた。

十月三十一日(金)から十一月三十日(日)には、ライトアップの第二弾として「今年初・紅葉した高雄・もみじライトアップ」をはじめ開催の予定で、真っ赤に染まったもみじも楽しむことができる。

源氏物語千年紀 本 部 着物と髪型で綴る平安の歴史

京都府美容業生活衛生同業組合

二〇〇八年は、紫式部により源氏物語が執筆された年からちょうど千年目にあたるといわれている。京都府美容業生活衛生同業組合(岡田専精理事長)では、この記念事業に協力し、十一月三日(月・祝日)、セスト御池にて「着物と髪型で綴る平安の歴史」と題して着物と髪型の展示と実演を披露した。

この事業は、同組合や(財)京都府生活衛生営業指導センター、美容学校などで構成する実行委員会による主催で、京都府・京都市をはじめ、関係団体の後援を得て実施した。着物と髪型の展示・実演には、着付けと髪結いのボランティアモデルに六百名近い応募が殺到する中から、最終選考を通過した四十二名が参加。その後のパレードでは、時代衣装のモデルを先頭に美容学校生徒による現代着付け作品などが続き、秋の古都を舞台に総勢二百名による華やかなパレードが繰り広げられた。同組合では、このように対外的に取り組む大きなイベントは設立以来はじめて。「古典の世界を満喫できた」と、当日イベントを見学した観客から好評を得たのに加え、関係者からは、「和装の振興や京都の観光振興に寄与した」「美容師の活動や養成施設のPRにつながった」などと評価を受けた。



本 部 「小規模企業共済制度」 のご案内

経営者のみなさん、退職への備えは万全ですか？

「小規模企業共済制度」は、小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金を予め準備しておく共済制度で、経営者・事業主の退職金制度といえるものです。(独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営)

経営者の安心を支える本制度を、ぜひ活用ください。

◎メリット

- (1) 廃業時・退職時に、共済金を受け取れます。受け取りは、一括・分割(十年・十五年)・両併用のいずれかをお選び頂けます。
- (2) 共済金は税法上「退職所得扱い」(一括受取り)または「公的年金等の雑所得扱い」(分割受取り)となります。
- (3) 掛金は毎月千円〜七千円(五百円刻み)で、自由にお選び頂けます。
- (4) 掛金は全額「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- (5) お預かりする掛金は、将来お受け取り頂く共済金等の原資に全額充当されます。
- (6) 一定の資格要件を満たした加入者の方は、納付した掛金合計額の範囲で、事業資金等の貸付(担保・保証人は不要)を受けられます。

◎加入資格

◆常時使用する従業員が二十人以下(商業・サービス業では五人以下)の個人事業主および同規模の会社の役員

本所では、このほか、「経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)制度」や「中小企業PL保険制度」など、経営リスクから守る各種共済・保険も取りそろえています。

(お問合せ)

本 所 中小企業経営相談センター

☎ 075-21216463

変わる退職金制度 — その有効な制度活用を学ぶ



適格退職年金制度の廃止が平成二十四年三月末に迫るなか、これからの中小企業における退職金制度のあり方についてセミナーを開催した。

セミナー第一部は、社会保険労務士の北川葉子氏を講師に迎え、「適格年金廃止の背景と中小企業経営への影響」と題し、講演。中小企業の取り組みの現状や経営難を脱出するための問題解決手法について説明した。

第二部では、(株)京都マネジメ

▼京都・地域力連携拠点 事業承継支援センター (京都商工会議所) 事業

「第1回事業承継セミナー」を開催

本所では、京都・地域力連携拠点・事業承継支援センターを設置し、中小企業の事業承継支援を行っている。十月十五日(木)には、企業の事業承継への取り組みを推進するため、「第1回事業承継セミナー」を開催した。

セミナー第一部では、「中小企業の事業承継について(総論)」と題し、(社)中小企業診断協会京都支部 中小企業診断士 岡原慶高氏より、事業承継問題の概要や事業承継計画の必要性、留意点などについて解説。第二部では、



は、「中小企業の事業承継問題について」をテーマに、京都弁護士会 弁護士 鈴木治一氏・石川泰久氏より、事業用資産の承継方法や遺留分についてトーク形式で解説した。つづく第三部では、「中小企業の事業承継に係る手続きについて」と題し、京都司法書士会 司法書士 日高啓太郎氏より、会社法をふまえた事業承継手続きや、新たなポイントについて解説を受け、参加者は事業承継への課題認識を深めた。

勝ち残る企業に生まれ変わる — 経営革新塾を開催



本所は日本商工会議所との共催で、経営革新塾を十月二日(木)から全六回の日程で開催している。

同塾は、経営者及び経営幹部を対象に、自社を取り巻く環境の分析、課題の抽出、戦略目標の策定など、経営計画策定までの具体的なノウハウを身につける講座で、今回は最終的に四十社、五十名の受講があった。

講師の元島弘氏は、(株)リコーでは、同塾講座の終了後も、経営革新を目指して参加している企業の支援を行う。

特定退職金共済 (新企業年金保険)

今すぐ加入しませんか？

ゆたかな人材づくりのために、従業員の退職金を計画的にご準備されていますか？

- ① 将来必要な従業員の退職金を計画的に準備できます。
従業員さんお一人につき月々1,000円から30,000円までの積立。
- ② 掛金は全額「損金・必要経費」に算入できます。
- ③ 大企業・中小企業・個人事業所など規模による加入制約なし!
- ④ 公共工事の受注業者に関する「経営事項審査」(ケイシン)の項目に加点されます。

お問合せ 本所 中小企業経営相談センター
☎075-212-6463

酒どころ伏見にこだわり、その良さを知っていただきたい



伏見にある蔵元すべてのお酒を、吟醸酒と大吟醸酒中心に、多いときにはおよそ百二十種類、常時八十種類を取り揃えている。お酒をよく知らない人にも、伏見の酒の魅力を知って欲しいという思いから、店内に利き酒カウンターを設けた。利き酒カウンターには多種多様な瓶がずらりと並び、人気の「利き酒セット」は三種類のお酒を気軽に試すことができる。「まずは自分の舌で味わっていただければ、聞いたことがない名前のお酒でもきつと気に入っていただけだと思います」と相談役の奥田雄一郎さん。吟醸酒は香りの世界。日本酒が苦手だった若い女性客が、この利き酒をきっかけに香りの世界にはまったこともあるという。

店内は明るくおしゃれな雰囲気、利き酒カウンターでは、店主自らお客様さんの要望に応じて銘柄を選ぶ。店主の奥田浩二さんは「伏見には酒造会社



「吟醸酒房・油長」
店主 奥田浩二さん



が二十社あり、多様なお酒をつくっています。ここにある銘柄はすべて説明できますよ」と頼もしい。また、酒どころ伏見を知

つてもらうイベントとして、月に一回、人数限定の酒蔵見学会を行っている。酒づくりの現場を見たり、杜氏さんからお話を聞いたり、と充実した内容で毎回好評を得ているそう。「地方の人には伏見の良さを知ってもらいたい」と店主の浩二さん。宇治のお茶と伏見のお酒のコラボレーションも企画中で、その意欲的な取り組みに今後注目が集まる。

吟醸酒房・油長

伏見の酒に精通し、大吟醸酒・吟醸酒・古酒・生酒など個性豊かで珍しいお酒が約百種類揃う。利き酒カウンターのほか、ワインバーも併設。

DATA

京都市伏見区東大手町780

075-1601-0147

専門相談のご案内

小規模事業者の皆様のご経営上のご相談に、各専門家が適切なアドバイスを行います。相談は無料、秘密は厳守致しますので、お気軽にご利用ください。

■各種専門相談日程

相談分野	時間	相談日	相談場所
法律	午後1時～午後4時 受付は午後3時30分まで	毎週(火)	本部
経営	午後1時～午後4時 受付は午後3時30分まで	毎週(水)	本部
店舗運営管理	(事前予約制)		洛南支部
相続贈与税 資産運用	午後1時～午後5時 受付は午後4時45分まで	第1・3(木)	本部
税務	午後1時～午後5時 受付は午後4時45分まで	第1・3(月)	洛北支部
		第2・4(火)	洛西支部
		第2・4(水)	洛南支部
適年移行・ 退職金準備・保険見直し 高齢者最適賃金	午後1時～午後4時30分 受付は午後3時30分まで	第2・3(金)	本部

京都商工会議所
中小企業経営相談センター

本 部 ☎ 075-212-6460
 洛北支部 ☎ 075-701-0349
 洛南支部 ☎ 075-611-7085
 洛西支部 ☎ 075-314-8771

お問合せ

法律

取引上のトラブル・手形・小切手・売掛金回収契約・登記・金銭貸借・不動産売買など。その他交通事故、相続、保証人などの法律問題。

経営

財務・金融、労務管理、生産管理、マーケティング、経営革新、情報化など企業経営に関するさまざまな相談。

店舗運営管理

外装(看板、ショーウィンドウ、配置計画)・商品陳列、照明、色彩、POP、各種表示、その他商店街の活性化や個店の活カアップの方策など。

相続贈与税・資産運用

不動産の実勢価額や公的評価を参考に、低金利制度の中で資産価値を高める運用方法など、関連する税制面を踏まえながらアドバイス。

税務

所得税(事業所得、譲渡所得など)、法人税、事業承継(相続税、贈与税、事業税、固定資産税、消費税、確定申告の仕方など)。

適年移行・退職金準備・ 保険見直し・高齢者最適賃金

平成24年3月31日に廃止される「適格退職年金」の制度移行問題、退職金準備相談、共済並びに賃金制度など。

大企業に負けない福利厚生制度を 中小企業・小規模事業者の皆様に！



京都商工会議所グループ保険生命共済制度 (京商はんなり共済®)

～災害保障特約付団体定期保険～

本 所では、会員(特商を含む)事業所の福利厚生の支援を目的として、スケールメリットを活かした『割安な掛金で死亡(病氣・災害)、高度障害、災害入院を保障する掛け捨て型の共済制度』を運営しております。

1年後に剰余金があれば配当金として掛金の一部を還付させていただきます。(平成19年度還付率30.2%)

大企業にも負けない福利厚生制度を、ぜひご活用ください。

お問合せ

京都商工会議所 中小企業経営相談センター
共済・労務担当 ☎ 075-212-6463

例 —— 加入口数1口の場合の月払掛金と保障内容

35歳男性の場合
月額=311円
1日あたり=約11円

35歳女性の場合
月額=254円
1日あたり=約9円

- ◎災害死亡 **200万円**
- ◎病氣死亡 **100万円**
- ◎災害入院給付金 **1日**につき
1,500円(5日以上入院で1日目から保障)
- ◎割安な掛金で業務内・業務外を問わず**24時間**保障

1日あたりは月払掛金を30日で除した数値です。
実際の掛金は月払です。

1ヶ月の掛金(概算) / 1口あたり (20口迄加入可能・61歳以上の方は8口迄・総額は70歳迄) ※ただし、11口以上ご加入の場合は1口あたり掛金額が異なります。パンフレットにてご確認ください。

保険年齢 生年月日	15~35歳 昭和47/12/2~ 平成5/12/1	36~40歳 昭和42/12/2~ 昭和47/12/1	41~45歳 昭和37/12/2~ 昭和42/12/1	46~50歳 昭和32/12/2~ 昭和37/12/1	51~55歳 昭和27/12/2~ 昭和32/12/1	56~60歳 昭和22/12/2~ 昭和27/12/1	61~65歳 昭和17/12/2~ 昭和22/12/1
男性掛金	311円	348円	401円	495円	642円	841円	1,138円
女性掛金	254円	299円	326円	378円	449円	508円	628円

特徴

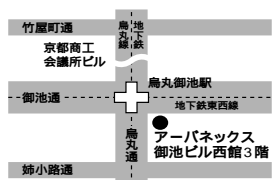
- ①割安な掛金で大きな保障
- ②1年365日・24時間保障
- ③配当金還付で更にご負担を軽減
- ④加入・変更手続きも簡単
- ⑤掛金は会社負担・個人負担のどちらでもOK!
- ⑥税法上の特典あり



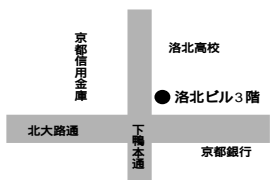
小規模事業者のための 経営改善資金融資制度

マル経 資金融資

※事業所のある行政区の本部・支部へご相談ください。(下の地図参照)



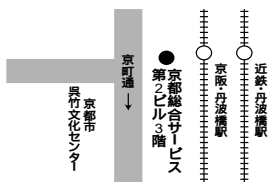
本部 (上京区・中京区・下京区・東山区・山科区)
TEL 075-212-6460
FAX 075-256-9743
京都市中京区烏丸御池南東角アーパネックス御池ビル西館3階



洛北支部 (北区・左京区)
TEL 075-701-0349
FAX 075-791-8505
左京区下鴨本町12-3 洛北ビル3階



洛西支部 (右京区・西京区)
TEL 075-314-8771
FAX 075-314-8911
右京区西院東貝川町5 四条沢田ビル2階



洛南支部 (伏見区・南区)
TEL 075-611-7085
FAX 075-603-2601
伏見区京町北7丁目11 京都総合サービス第2ビル3階

無担保・無保証人・低金利 (手数料無料)

マル経がさらに充実しました

強化1 融資限度額が1,000万円に引き上げられました

強化2 飲食店・理容業・旅館業などの生活衛生業種の設備資金融資が可能となりました



融資の条件

- 返済は元金均等月賦返済。(残債方式で、利息は毎月減額)
- 信用保証協会による保証も不要。
- 融資限度額の範囲内で、マル経の借替の利用もOK。
- 返済期間は、設備：7年以内 運転：5年以内
(いずれも6カ月以内の据置も可)
- ※ご相談の内容によっては、ご希望に沿えない場合があります。

融資限度額
1,000万円
(設備・運転を併せた限度額)

利用の対象

- 従業員数が20人以下(商業・サービス業では5人以下)の事業者の方。
(ただし、法人役員、家族従業員、パートは除く)
- 従前から商工会議所の経営指導を受けている方。
- 所得税・法人税・事業税・住民税を完納している方。
- 日本政策金融公庫の融資対象業種の方。
- 京都市内で、最近1年以上営業している方。

金利
2.15%
(平成20年11月13日現在)